

## [事案 29-285] 災害死亡保険金支払請求

・平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了

### <事案の概要>

被保険者が転倒または誤嚥を原因として死亡したことを理由に、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 3 月に親が契約した終身保険にもとづき、以下の理由により、災害死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の被保険者である親は、転倒し、腰椎等を圧迫骨折して入院し、その後転院を経て、数か月後に急性呼吸不全により死亡した。これは、転倒という「不慮の事故」を原因として急性呼吸不全になり、死亡したものとみなせる。
- (2) 被保険者が食物の誤嚥により急性呼吸不全になった可能性は否定できず、その場合は「溺水、窒息および異物による不慮の事故」に該当すると考えられる。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者の直接死因は、転倒による骨折ではなく急性呼吸不全であり、「不慮の事故」による傷害を直接の原因として死亡したものと認められない。
- (2) 被保険者が急性呼吸不全となった原因は、嚥下能力が低下し、口腔内分泌物が肺に入ったためであると考えられる。仮に食物を喉に詰まらせて窒息して死亡したとしても、約款上、疾病による嚥下障害の状態にある者の食物の嚥下による気道閉塞または窒息は、支払対象となる「不慮の事故」から除外されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、被保険者の死亡時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者の死亡が「不慮の事故」による傷害を直接の原因とするものとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。